■病院の登録要件

要件【(1)~(5)をすべて満たすこと】

- (1) 次のいずれかに該当する県内の病院であること。
 - ア 医療法施行規則第30条の33の2で、高度急性期機能、急性期機能と区分され た病床を有する病院
 - イ 医療法第31条に規定する公的医療機関
 - ウ 独立行政法人国立病院機構が開設した病院
 - エ 独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
 - オ 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
 - カ 国立大学法人が開設した病院
 - キ 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院
- (2) 対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。ただし、国、県、市町 その他これらに準ずるものについては、適用しない。
 - ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
 - イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
 - ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
 - エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である と認められる者
 - ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められる者
- (4) 対象者に、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講させること。
- (5) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。